

伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の原則公開）

第2条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、出席委員の過半数が認める場合は、公開しないことができる。

- （1）伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に規定する情報に関し審議する場合
- （2）会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

（議事録）

第3条 委員長は、会議の議事録を作成し、委員に報告するものとする。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- （1）開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- （2）出席及び欠席した委員の氏名
- （3）職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名
- （4）説明等のために出席した委員以外の者の職氏名
- （5）議事日程
- （6）議事の概要
- （7）その他委員会の経過に関する事項

3 委員会の議事録は、伊賀市情報公開条例の規定に準じてこれを公開する。

（傍聴人）

第4条 傍聴人は、傍聴人受付簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従って入室するものとする。

2 傍聴希望者の受付は、会議開催予定時刻10分前から先着順で行うものとする。

（傍聴することができない者）

第5条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - (4) 酒気を帯びていると認められる者
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと
- (6) 携帯電話等の着信音等を鳴らし、又は通話等をしないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴者は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、報道機関及び特に委員長の許可を得たものは、この限りでない。

(傍聴違反に対する措置)

第8条 傍聴者が本規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めがない事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年8月 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会 傍聴人受付簿

（第 回 令和 年 月 日）

番号	住 所	氏 名	備 考